

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会(第83回)
2016年9月12日(月)
中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

議題3-①
現場と先例に学ぶ
性産業における暴力被害防止

青山 薫
神戸大学国際文化学研究科

海外の知見

性産業における被害防止

AV(ポルノ映像)の法的地位概観

- ◆ EU:
 - ◆ 合意による成人ポルノ合法(暴力ポルノは違法の国も)
 - ◆ メディアからジェンダー・ステレオタイプを無くす目標
 - ◆ EU議会、ポルノをふくむ全情報に成人の平等なアクセスを保証する立法(ポルノ・フィルターを否定)
- ◆ USA:
 - ◆ 合意による成人ポルノは、連邦法では合法
 - ◆ 猥褻+他の性的攻撃性を規定する州法に抵触+政治的・芸術的・科学的等の価値が認められない場合に限り、地域の常識に照らして州法で制限できる
- ◆ アジア・アフリカ地域で違法・規制の国多数

「労働」アプローチ(ILO)

- ◆ 条件の向上
- ◆ 権利の行使
- ◆ 課税(による産業の把握)の推奨

- ◆ Lim, Lin Lean ed., 1998, *The Sex Sector: the Economic and Social Bases of Prostitution in Southeast Asia* (International Labour Organization).

社会的に脆弱なグループに対する 暴力の防止 (WHO)

- ◆ セックスワーカーが暴力への対処、予防、削減をするための法的権利について教材を開発する
 - ◆ 暴力と差別に対処するためのSWコミュニティ活動を支援する
 - ◆ 暴力の可能性のある客や事件について仲間に警告するためのシステムを開発する
 - ◆ 警察など法執行機関に対し、ハラスメントや不当な介入を減らすためのワークショップを行う
- ◆ WHO, 2004, Violence Against Women and HIV/AIDS: Critical Intersections: Violence against sex workers and HIV prevention: p.5

危害、搾取、強制からの保護 (Amnesty International)

- ◆ 政府に以下を呼びかける
 - ◆ SWが自らの生と安全に影響する法律の開発に参加させること
 - ◆ SWに対する差別を止め、教育へのアクセス、雇用の選択肢を確保すること
- ◆ Amnesty International, 2016, AI publishes policy and research on protection of sex workers' rights: <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/05/amnesty-international-publishes-policy-and-research-on-protection-of-sex-workers-rights/>

人身取引に対する「人権アプローチ」 (GAATW)

- ◆ 被害者かもしれない個々人への影響によって対策を評価
 - ◆ 誰が被害者になりやすいかを特定
 - ◆ 誰にかれらを守る責任があるかを特定
 - ◆ より効果的にかれらの人権を守る方法を探る
- ◆ Global Alliance Against Traffic in Women (GAATW), 2007, COLLATERAL DAMAGE: The Impact of Anti-Trafficking Measures on Human Rights around the World: p.7
- ◆ C.f. 「法と秩序アプローチ」、「移民アプローチ」、「モラルアプローチ」、「労働アプローチ」と対比

「危害軽減(ハームリダクション)」アプローチ (US National Insititute of Health)

- ◆ 公衆衛生の具体策
 - ◆ 1980年代、アルコール・薬物乱用の手当てから始まる
 - ◆ 禁欲が現実的でない場合
 - ◆ より危険な行為、罹病率死亡率の低下に効果
 - ◆ 最近では10代の妊娠やSTI予防に効果
 - ◆ 若年売春従事者:無料コンドーム、STI検査、緊急避妊対策が効果的と実証
- ◆ Canadian Paediatric Society, 2008, on the US National Library of Medicine site:
<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC25287824/>

「エンパワメント」アプローチ (UNDP, UNFPA, UNAIDS)

- ◆ SWが主導するコミュニティ・エンパワメント
- ◆ 保健推進プログラム
- ◆ 強制的規定や措置よりも人権蹂躪を避けつつ継続的なHIV予防を結果しやすい
 - ◆ (UNDP, UNFPA, UNAIDS 2012, Sex Work and the Law in Asia and the Pacific Laws: HIV and human rights in the context of sex work: p.3).

当事者参加行動調査

- ◆ ある社会事象の当事者(マイノリティ)がその事象の調査の中心となり、解決策を探る主体となり、結果が当事者の利益になるような調査
- ◆ 調査の展開と結果がすべての当事者のものとなること
- ◆ (地域の人々を含む当事者と相談するにあたってはアートを使うなど創造的な表現方法をとること)
- ◆ 調査に対するモニタリングと評価のプロセスが調査結果に織り込まれていること
- ◆ O'Neill and Campbell 2006, 'Street Sex Work and Local Communities: Creating Discursive Spaces or Genuine Consultation and Inclusion': 40-41 / 青山 2007『セックスワーカーとは誰かー移住・性労働・人身取引の構造と経験』

日本の現場から

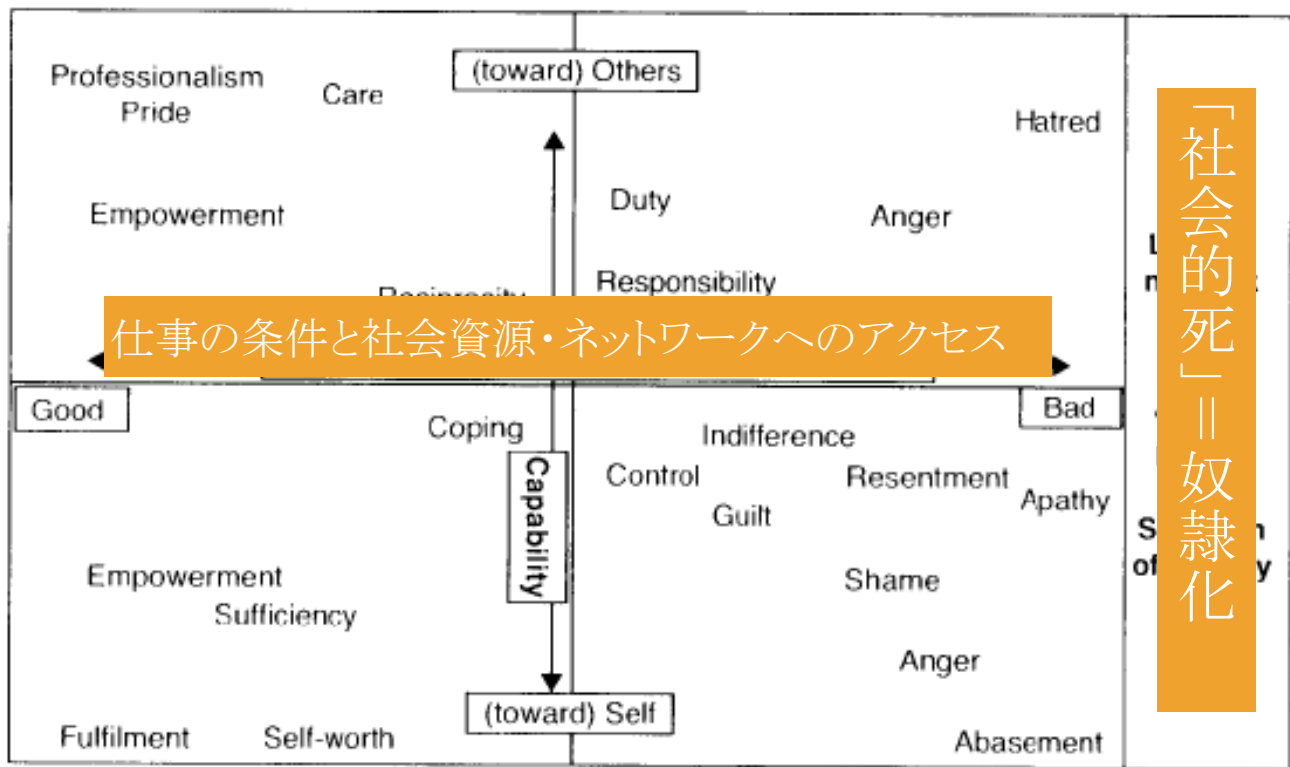
現行法・制度下での課題と目標

性産業全体に対する 取り締まり強化の陥穽

- ◆ アンダーグラウンド化
- ◆ スティグマの強化
- ◆ 仕事の条件悪化・ネットワークの喪失

⇒ 「社会的死」＝奴隷化

当事者への危害を増やす結果に？
(法的手段が目的を裏切る)



「社会的死」＝奴隷化

Figure 1 Gradation of a sexworker's perceptions, feelings and emotions regarding occupation

Kaoru Aoyama, 2009, Thai Migrant Sex Workers from Modernisation to Globalisation, Palgrave/Macmillan: p.33

AV業界@アングラ化、スティグマ強化、仕事の条件悪化・ネットワーク喪失

- ◆ 今は過当競争×斜陽産業で、無理強い制作したら潰れる
- ◆ 強制や詐欺行為が起こり得るのは、**ルール無用の海外配信(裏)系**現場ではないか？
- ◆ 自浄努力はされている
- ◆ AV監督と共演者の聴き取り調査をしてほしい
- ◆ OBを含めたAV出演者の意識調査や実態調査をしてほしい
 - ◆ 実働女優数2000～4000人説
- ◆ 犯罪化されれば、スティグマが強化される
- ◆ 営業困難が増せば、制作者も利用者も**海外配信系**に流れる
- ◆ 「普通の会社」がせっかく入ってきたのに無法地帯に・・・

業界団体は、

- ◆ AVAN(一般社団法人表現者ネットワーク)
- ◆ IPPA(特定非営利活動法人知的財産振興協会)
- ◆ 出演強要、演者等の心身の安全と健康に悪影響を及ぼす人権侵害を伴う撮影を無くすため
- ◆ 業界内部を巻き込む調査 ⇒ 健全化への提言を望んでいる
- ◆ 法執行機関・関連人権団体等との連携を望んでいる

規制が必要とすれば

- ◆ AVに従事する人に対する暴力被害の減少
- ◆ まず問題を正確に把握する調査を